

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

2020年度の「過労死等防止対策白書」によると、パワハラやいじめなど「職場の人間関係」や長時間労働が過労死・過労自死原因の1位・2位とされています。労働者の尊厳を踏みにじるハラスメントは、成果主義人事制度との関連が強く、多くの専門家が経営者の姿勢を質すべきと指摘しています。また、リモートワークなど働き方が多様化するもとの厳格な労働時間管理は非常に困難といわざるを得ません。こうした事象に対する規制が緩いため、犠牲になる労働者が後を絶たないといわざるを得ません。

金融機関で働く労働者も同じような状況に置かれています。金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課に連動することから、パワハラも非常に起こりやすい職場環境になっています。その結果、休職や離職を余儀なくされる労働者が増加するなど状況はますます悪化しています。また、新型コロナウイルスの感染防止では、感染リスクに怯えながら顧客の対応に真剣に取り組んでいます。

労働力不足のなか、昨年4月1日に「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も一部出てきています。しかし、労働条件の悪化や新卒並みの低賃金、パートへの勤務体系変換を余儀なくされるなど問題が多く、生活が困難な状況に追い込まれています。

非正規雇用の労働者が正規労働者との不合理な待遇格差の是正を求めた訴訟の最高裁判決が、一昨年10月に相次いで出されました。訴訟に持ち込まなければ差別待遇は一向に改善されないという現実の問題があることは明白であり、多くの金融機関では貴省の「同一労働同一賃金ガイドライン」も形骸化しています。また「働き方改革」と称し、週休3~4日制で副業を認めて基本給を大幅カットするメガバンクも出るなど、経営は新たな改悪を推し進めています。8時間働けばまともに暮らせる社会の実現が強く求められています。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

### 記

1. 更なる長時間労働を招く裁量労働制の対象拡大など、労働環境の悪化をもたらす働くルールの改悪を行わないこと。
2. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
3. 真のジェンダー平等推進のため、金融機関に正確な女性管理職比率を報告させること。
4. 平成29年1月20日の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修や早朝清掃等を労働時間として扱い、またリモートワークでの厳格な労働時間管理など、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
5. 「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消にむけ、各企業の労使間に安易に委ねることなく、最高裁判例も踏まえ具体的に指導すること。これに伴う正規労働者の待遇引き下げなどの不利益変更が行われないよう強く指導すること。
6. 義務化された無期雇用転換ルールの遵守、改正高年法の趣旨に沿った70歳までの雇用確保と年金受給までの生活・就労可能な労働条件（賃金・福利厚生等）の保障など、改善にむけ指導すること。
7. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、PCR検査の拡充を金融機関の経営に求め、職員並びに家族が感染した場合、特別有給休暇を新設するよう指導すること。
8. あおぞら銀行に対し、公正遺言証書の取り扱いについての行内ルール違反等の是正を求め内部通報した行員に対する懲戒処分の撤回および退職勧奨など不当な扱いの是正を指導すること。また、数々の不当労働行為に対し東京都労働委員会に救済申立を行っているが、新型コロナウイルスを理由に対面の団体交渉を拒否するあおぞら銀行に対して、救済命令を待たず、労働組合との話し合いで速やかに解決するよう指導すること。

以上